

## 奈良地方裁判所委員会 議事概要

### 1 日時

平成20年2月12日(火) 13:30～16:30

### 2 場所

奈良地方裁判所大会議室

### 3 出席者

(委員) 有山雄基, 呉服弘晶, 坂本成彦, 登丸寿一, 野口哲子, 弓場季彦, 中村 悟, 野島光博, 石川恭司, 前田順司(委員長)

(事務局) 庄司刑事首席書記官, 木田主任書記官, 白崎事務局長, 水野事務局次長, 木原地裁総務課長

### 4 議事(□:委員長, ○:委員, ●:事務局)

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 新委員の紹介等
- (3) 意見交換(テーマ:裁判員制度について)

(※裁判所からプレゼンテーションソフトを用いて, 制度概要とともに模擬選任手続の実施状況を説明)

- 本日の委員会の開催に当たり, 各委員の皆さんに, 本日から3日間の裁判に参加していただく前提で, 就職禁止事由や辞退事由があるのかどうかなどについて, 質問票に回答していただいた。

お忙しい皆さんから差支え事由を聞かせていただき, それを辞退事由という観点からどう考えるべきか議論していただきたい。また, 裁判員候補者として, 裁判所に来られた方々にどのような接遇をすれば, 皆さんに気分良くお帰りいただけるのか, こういう観点からの議論もお願いしたい。

さらに, 奈良の裁判所では, 県民の皆さんに制度を知っていただき, 理解していただくため, 様々な広報的な取り組みを実施してきているところ, 広報活動を行う上で苦慮している点もあることから, 今後, どういう方向で活動していくのがよいかという意見もいただきたい。

それでは, 皆さんからいただいた辞退事由について, 議論を進めていくことしたい。まず, 70歳以上であるから辞退するという回答をいただきましたが, この点についてはいかがか。

- 私自身というよりも, 一般に70歳の人だったらどうだろうなと考えた結果, 体力的な問題から辞退という回答にした。
- 辞退事由として, 一番問題になってくるのは, 自らが処理しなければならない重要な用務であり, 他人には替わってもらえない, しかも, 事業に著しい損害が生じるというものである。この判断をするのは大変難しいが, 質問票にこの点に関する

記載をいただいているので紹介いただきたい。

- 私自身が、ある団体の団長として、明日から海外の企業を訪問することになっている。既に相手先とアポをとっており、一つは取り消した場合は、取消費用がかかるということがある。費用の点は、お金で済むが、団長である自分がいけなくなることをどのように申し開きしたらよいのか。アポをとってもらった人に迷惑をかけるしまうことにもなる。副団長という立場の者もない状況にある。
- そういう事情であれば辞退事由として認められると考えられるのではないか。
- どう判断するか難しいところであるが、マイナスという要素と裁判員制度との利益考量をどのように考えるのか。ビジネスそのものではないようであるが・・・。
- 本人にとっては生活がかかっているときに、裁判員制度は義務といわれても・・・。結局は、裁判所が辞退について決めることになるのであろうが・・・。
- 犠牲を払って日程調整にしても、結局のところ、6人の裁判員に選ばれなければ、フリーになるというのが納得できない。
- 何人呼ぶことになるのか。
- どれくらいの人に来てくれるのかにもよることになる。
- 3時間も4時間も待たされて、それで抽選ということか。
- 裁判員になることが確定であれば、しっかり調整して当日に臨むことになるが、不確定のままでは、うまく調整して臨めないという不安がある。先に確定した状態にできないのか。
- 選任手続だけを別の日に実施しておくという方法もあるが、この方法だと、後の裁判期日に本当に来てもらえるのかどうかという問題があり、来てもらえないと裁判ができなくなってしまう。このため、現在、裁判所としては、選任手続に引き続いて、裁判を行うという考え方で進めてきている。
- 50人呼んでも20人しか来ないようなことがあったら、その30人というのはどうなるのか。
- 出頭義務があるので、理由がないのに裁判所に出頭しなければ制裁を受けることになる。事前に送付する書面にも制裁があることを記載することになる。
- 無視したらよかった、ということにならないようにするため、無視したら制裁を科すことが必要であるし、そういうことを広報することが重要である。
- 国民の信頼を高めるために裁判員制度をやるというのに、逃げ得を許すというのでは、矛盾があるように思う。
- この制度が国民の大多数がやろうよということで打ち立てられた制度ならしかたないが、ある日突然でてきた制度ということであれば、裁判員になるのを逃れる方法というのが出てくると思う。
- 辞退事由を緩くすると、あの人は認められるのに、どうして自分が駄目なのか、ということになる。
- 裁判の当日、突然用事が入って、裁判所に行くことができなくなった場合には、どうなるのか。
- その事情にもよることになるが・・・。
- 裁判員が都合が悪くなったときのために、補充裁判員を選ぶことになる。しかし、

裁判員が欠けることがなければ、補充裁判員に選ばれた人から、何のために自分が選ばれたのか、というような苦情が出ることも想定される。

- 補充裁判員を選ぶかどうかというのものもある。2日程度で終わるのであれば、わざわざ入れないということもありうる。
- どういう場合のために補充裁判員を入れるのか。
- 裁判員が欠けると裁判ができなくなるので、例えば、特定の裁判員が交通事情のため来ることができなくなるといったような突発的な事情に対処するためである。
- 補充裁判員は、必ずスタンバイしておくのか。
- 裁判員の後ろで、ずっと裁判の様子を聞いておくことになる。
- 裁判所から今回送付した質問票の体裁等について、どのように感じられたか。
- 「呼出状」という黒い太文字の用語を見て、悪いことをしたのかと「どきっ」とした。非常にインパクトを感じた。
- 多くの者は裁判所に来たことがない。その裁判所から「呼出状」というのでは、やはり「どきっ」とする。上からボカーンとやられるようである。
- せっかく新しいことをやるのであれば、時代にあった形にすべきである。
- 過料の制裁が付いているために、どうぞお願いします、ということにはなっていない。法律の規定もある。
- 過料の制裁があるといっても、何も呼出状という標題にする必要はなく、他に違う表現方法があるのではないか。
- ペナルティがあるということより、裁判員制度というのが、いかに大事な制度であり、皆さんにとって、どういう意義があり、皆で育てて守っていきましょうということを広報していくことが必要なのではないか。そういう広報をしておけば、呼出状という標題のものを受け取っても、仕方ないな、というように思ってもらえるのではないか。
- この機会に、呼出状という用語も改革してほしいと思う。
- 裁判所だけならともかく裁判所刑事部というように記載されているのも、何か悪いことをしたみたいに感じてしまう。
- 公平な裁判ができますかというのに対し、できませんという回答はあまりないと思うが、どういうときに、できないということになるのか。
- 例えば、被告人を知っているとか、直接は知らないが、その家族を知っているというような場合が考えられる。実際の裁判で公平に判断できるかどうかということとは別に、そういう事実があれば公平な裁判に対する疑いが出てくる。そこで、そういう客観的な事実の有無を確かめることになる。質問の仕方も、公平な裁判ができると聞いていいですね、というようなものである。
- 今回の質問票では、心神喪失が問題になる事件において、精神に障害がある人が犯した犯罪行為について、刑事責任が問えるかどうか問題になった場合に、法律に基づいて公平な裁判ができますか。と質問させてもらった。質問手続で同様の質問に対し、私は心神喪失でも全部有罪となるべきだ、と述べた人もいたが、こういう質問について、いかがか。
- 法律に従って公平に判断できるかという質問については、全く法律を知らないの

だから、法律に沿って公平な判断なんかできませんという回答になるのではないか。むしろ、常識に従ってというほうがよいのではないか。

- 公平というのは、これこれこういうことだけれども、あなたは公平な判断ができますかというような質問の仕方をしないと、公平だけでは、どういうことだろうということになる。まず、公平の意味を確認した後に問うべきである。
- 裁判員が選ばれるまでの間、裁判員候補者に待ってもらうことについて、配慮すべき点についてはいかがか。
- ビデオを上映していたり、お茶も置いてあるのならば、それで十分であろう。
- 裁判員候補者の数を減らせば待ち時間が短くなると思うが・・・。
- 裁判ができない事態になれば大変なことになるため、最初から人数を減らすことは難しい。

(※裁判所からプレゼンテーションソフトを用いて、広報活動の実情を説明)

- 裁判員制度の広報行事の人集めに苦勞をしている状況にある。このための解決策などについて意見をいただきたい。
- 広報した内容について、その結果、どういう反応があったのか。その反応について、どう対処していくべきか検討する必要があるのではないか。
- 裁判員制度に参加することは権利だと思うが、当事者意識というか、このことは人ごとではないのだ、自分の身近なものなんだということ、非常に時間がかかるかもしれないが、どのように働きかけていくかも含めて、長いスパンで考えていく必要があると思う。
- 長いスパンと同時に、短いスパンでも国民の意識を高める必要がある。
- 周知広報をまだ徹底したほうが良いと思う。裁判所のパンフレットや冊子を見て、制度についてある程度理解できた。どこにどの程度、こういう冊子をしているのか。市町村の広報誌に頻ぱんに載せることを徹底するなどして、まずは制度自身を知ってもらう必要がある。質問というのは、制度を知ってこそだと考える。
- 県内の図書館や市町村にパンフレットや冊子を送付している。
- 裁判員制度のビデオを見ると、非常によく分かる。裁判員制度の導入というのは、すごい制度改革であるが、社会科の先生にいろいろ頭に入れていただく必要がある。やはり、裁判員制度という言葉だけでも授業で言ってもらえると違うのではないかと思う。
- 子どもの教育という面では、法教育ということを行っている。中小企業へのアプローチについてはいかがか。
- ビデオを皆に配るとなると大変な費用になるので、回覧的に見てもらうことを、業界団体を通じてやってみてはどうか。例えば、商工会議所や工業会とか、あるいは商店会などでもよいのではないか。ビデオを見て意見があれば教えてほしいというようなことをやってみるのである。
- 裁判員候補者は前年の12月までに決まるということであるから、裁判員候補者に決まれば、ビデオとかも見るのではないか。そういう人たちに対し、平成21年

5月までに制度について教育するようなことをしてはどうか。また、家族が裁判員になったりすれば、家庭内でも話をするなどして、制度についての理解も深まるのではないか。経験者が多くなることにより、自然に理解が深まるのではないだろうか。

- 始まらないと理解は深まらない、そういう国民性だと思う。
- もっともっと義務だということを伝えるべきである。過料のこともそうであるが、国民が義務を守らなければならない。そういう習慣づけをすることが必要である。
- やはり、子どもに対する教育が非常に重要である。
- 給食費や健康保険料も払わないような人が出てきている。ルールを守らなければならないということを、裁判員制度を実行する中で国民に知らしめてほしい。
- 報道機関に報道してもらうためには、少しでも工夫して新奇性を持たせて、繰り返しアプローチすることが必要ではないか。